

「住宅取得支援事業助成金」の申請方法について

受付期間内の申請であれば、順番は問いませんので、ご都合の良い日時にお越しください。ただし、書類に不備がある場合は、不備を訂正した上で**受付期間内に再度ご提出**していただくこととなりますので、ご注意ください。

申請が予算額に達した場合は、受付期間終了後、申請された方々全員を対象に後日抽選を行います。（申請額については、受付期間終了後に市移住サイトに掲載します。

<https://misawa-iju.com/>)

I 受付時間・場所

~~【前期】5月15日（月）～26日（金） 9:00～16:00~~

~~・5月15日（月）のみ 9:00～16:00 三沢市役所本館4階 第2会議室~~

~~・5月16日（火）～26日（金） 9:00～16:00 三沢市役所本館2階 政策調整課~~

【後期】10月2日（月）～13日（金） 9:00～17:00

・10月2日（月）～13日（金） 9:00～17:00 三沢市役所本館2階 政策調整課

【事前相談】

事前相談を随時受付いたします。まずは電話でお問い合わせいただき、来庁時間の予約をお願いいたします。

※受付初日の相談対応は予定しておりません。

II 申請方法（持参する場合）

- ① 申請書類仮受付票（別紙1）を記入の上、ご持参ください。
それとは別に、申請書類を一式封筒に入れ、書類が落ちることがないように封をした上で、ご持参ください。
代理人が申請する場合は、委任状（別紙2）も同封してください。
- ② 受付にて、別紙1及び申請書類一式を係員に手渡し、市役所より押印された「申請書類仮受付票（本人控え）」を受け取り、そのままお帰りください。
- ③ 担当職員が申請書類を審査し、書類に不備があった場合のみ、電話にて連絡いたします。
不備がない場合は、そのまま受付完了となります。

III 申請方法（郵送する場合）

- ① 受付期間内に到着するように郵送してください。
- ② 申請書類仮受付票（別紙1）を記入の上、同封してください。
代理人が申請する場合は、委任状（別紙2）も同封してください。
- ③ 申請書類を審査し、次のお知らせをいたします。
 - ・書類に不備がなければ、電話にて「受付完了」を通知します。
 - ・書類に不備がある場合は、電話にて「不備書類及び内容」を通知します。
【受付は完了していませんので、不備を訂正し、受付期間内までに再度ご提出ください。】

IV 申請書類一覧

- (1) 令和5年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 申請者の住民票の写し
- (4) 平成30年4月1日以降に県外から県内市町村に転入したことが分かる申請者の住民票又は戸籍の附票の写し
(県外から県内市町村に転入した後で当市に転入した方のみ)
- (5) 住宅取得契約書又は住宅取得に伴う土地の取得契約書
- (6) 契約金額の内訳が分かる書類の写し
- (7) 確認済証の写し（新築住宅の場合）
確認済証又は検査済証の写し（新築住宅以外の場合）
- (8) 住宅の位置図、平面図及び立面図（建築確認申請後の図面であること。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

お問合せ先

三沢市役所 政策調整課

TEL 0176-53-5111(内線531.532)

FAX 0176-52-5656

Mail msw_kikaku@misawashi.aomori.jp